

要望事項 (優先順位 1)

三宅地域集会所に隣接する公園の新設

要 旨

建物の撤去が完了した三宅第一市営住宅跡地については、三宅地域集会所敷地が分筆され、京都市との間で30年間の賃借契約を締結いただき、大変感謝しています。

今後、三宅第一市営住宅が売却され、新しい住宅が立ち並び公園も新設されることになると思いますが、この新公園は三宅地域集会所に隣接する形で、集会所の東側に設置していただきたく強く要望します。

三宅地域集会所は、近隣5自治会及び老人クラブ等が年間180回以上も利用している地域コミュニティの核であるとともに災害時の一時避難場所でもあります。集会所に隣接した公園が設置されていたことは大変重要であり、これまで地域の自治会活動、地蔵盆をはじめとする親睦交流や子どもたちの育成等、各種活動が行われてきました。新設される公園が集会所と離れてしまった場合、地域コミュニティの役割は半減してしまうと言っても過言ではありません。

また、新設の公園が集会所に隣接し、周辺道路から見える位置にあることは、今後の三宅地域の健全な発展、地域住民のより良い暮らしのためには大変重要です。もし新設の公園が新しい住宅に囲まれた形で設けられ、周辺道路から見えない場所になってしまうと、周辺の住民は公園利用ができにくくなります。新しい住民と周りの旧来の住民がお互いになじめるよう、そして、相互の意思疎通、自然な交流や共助を促進できるよう、住みよいまちづくりの観点からも、集会所に隣接する公園の設置を要望します。

回 答**(都市計画局)**

三宅第一市営住宅敷地は、今年度中の売却に向けて、事務手続を進めております。敷地内にあった集会所につきましては、地元の皆様の御要望を踏まえ、引き続き御利用いただけるよう手続を進め、継続活用いただけるようにいたしました。

当該敷地の他の箇所につきましては、本市の厳しい財政状況を踏まえ、すべて売却を行うこととしており、本市において新たな公園の設置は困難です。

地図

